

令和元年度 林野庁委託調査
「森林資源を活用した新たな山村活性化に向けた調査検討事業」
「森林サービス産業」検討委員会 設置要領(案)

1. 趣 旨

令和元年度林野庁委託調査「森林資源を活用した新たな山村活性化に向けた調査検討事業」の実施に際して、「森林サービス産業」・国産植物精油による香ビジネスの現状及び課題の把握、産業の創出・推進に向けた提言等を目的とし、専門部会の検討内容の方向性や取りまとめ方針の決定を行うため、有識者による「「森林サービス産業」検討委員会」（以下、「本委員会」という。）を設置する。

2. 検討内容

本委員会において検討する内容は以下のとおりとする。

- (1) 健康分野における森林空間の利活用を促進するためのエビデンスの取得、発信・共有、蓄積に向けた調査・分析
- (2) 「森林サービス産業」のマッチング・情報共有の仕組み構築に向けた調査・分析
- (3) 香ビジネスの促進に向けた調査・分析

3. 委員構成

本委員会は、学識経験者、行政関係者、業界関係者等の有識者の中から、別紙に掲げる委員及びオブザーバーをもって構成する。

4. 専門部会の設置

本委員会には、「森林サービス産業」・国産植物精油による香ビジネスに関する専門的な検討を行うため、以下の「専門部会」を設置する。なお、専門部会は、事務局が委嘱した有識者により構成する。

- (1) 「エビデンス専門部会」
健康分野において、森林空間を利用することによる効果・効用のエビデンス取得・蓄積、民間企業等への発信方策等を検討する。
- (2) 「情報共有専門部会」
自立的かつ継続的な森林サービス産業の運営が可能となるよう、関係者間での効率的・効果的な情報共有の仕組みやサービスの提供方策等について検討する。
- (3) 「香イノベーション専門部会」
国産植物精油を軸とした、香ビジネスの新たな発展方策等について検討する。

5. 委員長等の選出

- (1) 本委員会には委員長及び副委員長を置くものとする。
- (2) 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長が委員のなかから指名する。
- (3) 委員長は、本委員会を統括する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐するとともに委員長に事故があるときはその職務を代理する。

6. 委員会の開催

本委員会は、令和元年8月から令和2年3月までの期間に、3回程度実施する。

7. 事務局

本委員会の事務局は、公益社団法人国土緑化推進機構及び一般社団法人日本産天然精油連絡協議会内に設置する。

8. その他

- (1) この設置要領に定めるほか、本委員会の運営に必要な事項については、委員長が定める。
- (2) この設置要領は、令和元年8月26日より施行する。